

社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会車椅子貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一時的に歩行困難等身体の不自由になった者への支援として実施する社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会（以下「本会」とする。）が保有する車椅子の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 車椅子の貸出しを受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者で、病気、怪我等で一時的に車椅子を必要とするもの

(2) 市内に活動拠点を置く団体又は法人

(3) その他会長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、車椅子の貸出しを受けられないものとする。

(1) 車椅子を所有している場合

(2) この要綱以外の制度における補装具（車椅子）費用給付又は福祉用具貸与対象の場合

(3) 福祉施設に入所している場合（一時外泊を除く。）

(4) 医療機関に入院している場合（一時外泊を除く。）

(5) その他会長が不相当と認めた場合

(申請)

第3条 車椅子の貸出しを受けようとするものは、車椅子貸出申請書（別記様式）を会長に提出しなければならない。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、3か月以内とする。ただし、会長が認めたときは、この限りでない。

(費用)

第5条 車椅子の貸出料は、無料とする。

(借受者の責務)

第6条 車椅子の運搬は、車椅子を借り受けたもの（以下「借受者」という。）が行

うものとする。

2 借受者（借り受けた車椅子を利用する者を含む。次項及び第4項において同じ。）は、車椅子を適切に維持管理しなければならない。

3 借受者は、車椅子を汚損、破損又は紛失したときは、自らの負担において修理その他必要な措置を講じなければならない。

4 借受者は、次に掲げることをしてはならない。

（1）営利を目的として車椅子を利用すること。

（2）車椅子を処分し、転貸し、又は譲渡すること。

（貸出しの制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、車椅子を貸し出さないことができるものとする。

（1）車椅子の貸出しを受けようとするものが、過去に車椅子の貸出しを受けた際、次の行為があったと認められる場合

ア 複数回の返却遅延

イ 著しく粗雑な車椅子の取扱い

（2）その他会長が不相当と認めた場合

（返却）

第8条 借受者は、貸出期間終了までに車椅子の状態を確認するとともに、清掃し、車椅子を返却しなければならない。この場合において、車椅子に汚損、破損その他の異常を発見したときは、その旨を会長に報告するものとする。

（事故の免責）

第9条 本会は、車椅子の貸出中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任を負わないものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

